

国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について

輸出注意事項21第20号・平成21・05・19貿局第2号

平成21年5月22日 経済産業省

我が国は、従来より、平和国家の立場から大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出については、国際的合意の下、外国為替及び外国貿易法に基づき厳正な輸出管理を実施してきたところで

す。
また、北朝鮮を仕向地とした輸出については、この取組みの一環として、国際連合安全保障理事会決議第1718号を受けて、北朝鮮を仕向地とする大量破壊兵器等関連貨物等の輸出の禁止措置を実施することとし、これを的確に実施するため、平成20・05・09貿局第4号「国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」を制定したところで

す。
今般、国際連合安全保障理事会の委員会において、同決議に基づく輸出の禁止措置の対象品目が追加されました。このため、同決議に基づく措置を的確に実施するため、大量破壊兵器キャッチオール規制により輸出許可を受ける義務を課する対象を追加することとします。具体的には、輸出貿易管理令別表第1の2から4までの項に規定する貨物を北朝鮮向けに輸出しようとする場合とともに、別紙左欄に掲げる貨物（今回の新規追加は14から26までの貨物）についても、北朝鮮向けに輸出しようとする場合には大量破壊兵器キャッチオール規制により輸出許可を受ける義務を課すことにより、これらの輸出を禁止することとします。

附 則

本件は平成21年5月22日より実施します。

なお、平成20・05・09貿局第4号「国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」は、廃止することとします。